

随意契約理由書

件名	市バス売上金収納用コンテナ保守業務	
契約の相手方	エスペックテストシステム株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	
随意契約の理由	<p>本業務は市バス運賃の精算を行う料金精算用コンテナについて保守点検を行い、また予備のコンテナを保管するものである。また、本業務にてコンテナの機能維持をはかり、緊急発生時に対応する体制をとることで、市バスの円滑な運行を行う。</p> <p>自動車料金精算用コンテナは当局独自の仕様で設計されており、上記業者はコンテナの納入業者である。また、本業務の履行に必要な内部構造や専門技術は上記業者のみ把握しており、交換が必要な関連部品等を調達できるのは上記業者のみである。</p> <p>以上の観点から、本業務の履行が可能な上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局営業推進課 運賃収入係	(電話番号 959-6641)